

総務教育常任委員会資料

(令和2年9月14日)

〔件名〕

- ・ 財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について
【財政課】・・・1
- ・ 第4回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議結果
について
【行政監察・法人指導課】・・・3
- ・ 鳥取県におけるSociety 5.0に向けた取組状況について
【情報政策課】・・・5
- ・ 令和2年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について
【人事企画課】・・・7
- ・ 「子育てにやさしい職場づくり推進プログラム」（後期プログラム）
の策定について
【職員支援課】・・・8
- ・ 旧鳥取少年自然の家の跡地利活用について
【資産活用推進課】・・・9
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害対策について
【人権・同和対策課】・・・11
- ・ 淀江産業廃棄物処理施設計画地の地下水等調査の状況について
【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】・・・13

総 務 部

財政健全化法に関する「健全化判断比率」等の算定状況について

令和2年9月14日

財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定しました。

1 健全化判断比率等（暫定値）の算定状況

<健全化判断比率：一般会計等に係る基準>

区 分	本県の状況		早期健全化基準	財政再生基準	内 容
	H30 決算	R1 決算			
実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	3.75%	5%	一般会計等の実質赤字の比率（対標準財政規模）
連結実質赤字比率	赤字なし	赤字なし	8.75%	15%	公営企業会計も含めた実質赤字の比率（対標準財政規模）
実質公債費比率	12.7%	11.8%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金等の比率（対標準財政規模）
将来負担比率	126.8%	136.9%	400%	—	一般会計等が将来負担する実質的負債の比率（対標準財政規模）

<資金不足比率：公営企業に係る基準>

区 分	本県の状況		経営健全化基準	内 容
	H30 決算	R1 決算		
資金不足比率	資金不足の公営企業なし	資金不足の公営企業なし	20%	公営企業ごとの資金不足の比率（対事業の規模：営業収益）

2 健全化判断比率等の公表に向けたスケジュール

8／24（月） 知事が監査委員に対し審査依頼

9／14（月） **常任委員会で暫定値報告**

9月下旬（予定） 監査委員が知事に対し意見書提出

9月末 全国暫定値公表（総務省）

10月上旬（予定） **決算審査特別委員会で監査委員の意見を付して確定値を議会に報告**

11月末 全国確定値公表（総務省）

(参考) 健全化判断比率等 算定方法

(単位: %)

○実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

○連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

○実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(元利償還金等に充てられた特定財源 + 算入公債費等)}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} \text{の3カ年平均} = \boxed{11.8}$$

○将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}} = \boxed{136.9}$$

○資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (各会計の営業収益の額)}} = \boxed{-}$$

用語解説

項目	説明
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債の合計額
準元利償還金	一般会計等からそれ以外の特別会計への支出のうち公営企業の地方債の償還に充てたと認められるもの等
元利償還金等に充てられた特定財源	地方債の償還財源に充当される特定財源
算入公債費等	地方公共団体に交付される普通交付税の算定基礎となる額のうち、地方債の償還金に係るもの
充当可能財源等	地方債の償還額等に充てることができる基金や特定の歳入
資金の不足額	公営企業に係る特別会計の決算において、流動負債相当額が流動資産相当額を上回った場合、資金不足が発生する

第4回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議結果について

令和2年9月14日
行政監察・法人指導課
家庭支援課

第4回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議を開催しましたので、その結果について報告します。

記

- 1 日時 令和2年8月31日（月）午前10時から11時
 - 2 場所 鳥取県中部総合事務所講堂
 - 3 結果 検証結果報告書（案）について意見を伺ったところ、文言の修正は事務局（行政監察・法人指導課）に一任することで、了承をいただいた。
 - 4 検証結果報告書の内容
- 事案発生後の県の対応に関する検討
令和元年11月22日の県議会福祉生活病院常任委員会による調査の際、この事案に触れられることはなく、また、翌年1月10日に司法上の処分が確定したとの連絡があり、非公表の要請が解除されたにもかかわらず、公表が同月27日になったことは不適切である。
 - 再発防止策として実施することが必要な事項
 - ① 正職員の夜間配置など児童相談所の組織体制等の強化
一時保護所の夜間体制について、正職員と非常勤の夜間指導員の2名体制を基本とし、必要によっては3名以上の体制もとられているが、不測の事態等に適切に対応するため、更に増やすことができるようにすべきである。
一時保護所で児童に直接かかわる職員は、正職員・非常勤職員を問わず、専門的技術をもって、職責の重大性を常に意識し、業務に従事することが求められる。このため、職員の専門性と意識の向上が図られるよう、人事上の配慮や資質向上のための研修等の対策が必要である。
夜間指導員の採用に当たっては、日頃から大学等の教育機関との連携を深め、志の高い学生を推薦してもらうなど、ふさわしい者を積極的に獲得する必要がある。また、採用後の研修・指導の内容も、テキストやプログラムを更に充実していく必要がある。
 - ② 子どもの権利擁護の充実
子どもが自らの権利を理解し、意にそぐわないことがあった時に、自らの意思を関係者に伝えるための「子どもの権利ノート」について、内容を充実するとともに、全職員がその重要性を理解し、活用を徹底する必要がある。意見箱についても、意見者の秘密を守りつつ、有効に活用できるような管理ルールを定め、子どもに使ってもらえるものに改める必要がある。
子どもの意見形成支援・意見表明支援（アドボカシー）について、民間とも連携して、児童相談所の組織からは独立した権利擁護の仕組み（鳥取県版アドボカシー制度）を設けることを検討すべきである。
 - ③ 長期にわたる一時保護のケースにおける委託一時保護の活用等
一時保護は子どもを不安定な状況に置くもので、必要最小限の期間とすべきであるため、的確なアセスメントと関係機関との綿密な調整を行い、早期に子どもの行き先を決定する努力がまず必要である。それでも期間が長くなる場合は、所内一時保護から委託一時保護へ早い段階で切り替えることも検討が必要である。

【参考】検証チーム調査員

分野	所属	氏名
弁護士	米子東町法律事務所、子どもの人権広場代表世話人	安田 寿朗
児童養護施設等関係者	児童養護施設 鳥取こども学園園長	田中 佳代子
学識経験者(児童福祉)	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授	菅田 理一
保護者	鳥取県PTA協議会 副会長	荒瀧 美由紀

鳥取県における Society5.0 に向けた取組状況について

令和2年9月14日
情報政策課

本県における Society5.0 の推進を目指し、本年1月に設置した庁内部局横断型の推進組織「鳥取県 Society5.0 推進本部」の第2回本部会議を開催し、各部署における取組状況の共有や、今後に向けた計画の策定について協議を開始しました。

また、国内や県内で活躍されておられる ICT 分野の有識者を「鳥取県 Society5.0 アドバイザー」として任命し、キックオフとなる第1回会議を開催しましたので、あわせて報告します。

今後も、各部署が所管する各種会議を通じ、県民や地域、県内企業、市町村等の声を聞きながら、鳥取県将来ビジョンで目指す「県民の心豊かな充実生活」の実現を目指します。

記

1 第2回鳥取県 Society5.0 推進本部会議

- (1) 日時 令和2年8月26日(水)
- (2) 場所 県庁第3応接室
- (3) 議題 Society5.0 を取り巻く動向について
Society5.0 実現に向けた本年度の取組について
鳥取県における Society5.0 実現に向けた計画の策定について
各部署における今年度の主な取組例及び今後に向けた検討状況について
- (4) 出席者 知事、副知事、統轄監、各部署局長等
- (5) 協議結果

<主なもの>

ア. コロナ禍により、地域や企業、学校現場等を含めた社会全体において、テレワーク、ワーケーション、オンライン授業など「遠隔」、「非接触」をキーワードとした大きな変革がこれまでにない規模で起きている。本県においてもコロナ時代にあつた Society5.0 を推進させる必要がある。

イ. 本年度は次の2つの柱で取組を進める。

- ① 地域活性化(地域課題の解決)…将来ビジョンに掲げた”鳥取県の姿”の実現を目指し、早期に取り組めるものは先行的に取り組む。
- ② 県庁業務改革(DX※1 県庁推進)…RPA などの最新 ICT 技術等を活用した業務改革により、DX 県庁を推進する。

ウ. Society5.0 実現に向けた計画の策定について(骨子案について協議)

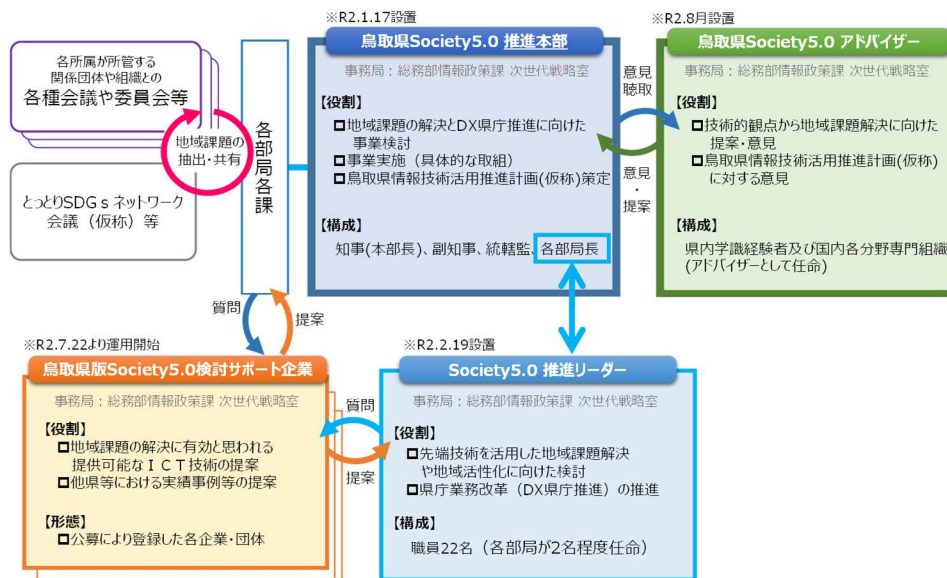
- ① 計画は、鳥取県将来ビジョンの実現に向けた計画として位置付ける。
- ② 計画はコロナがもたらした新しい価値観やパラダイムシフト※2を踏まえた内容とする。

⇒各所属が所管する会議体を通じ、各種団体や地域の声に耳を傾け、各分野の課題を把握するとともに、アドバイザー等から意見や提案を頂きながら推進本部において対応策を検討する。

※1 最新技術を活用した組織改革「デジタル・トランスフォーメーション」の略語。近年、民間を中心に活発化。

※2 従来の常識をまったく新しいものに変えること。

■本県における推進体制



2 第1回鳥取県 Society5.0 アドバイザー会議

(1) 日 時 令和2年9月4日(金)

(2) 出席者 ICT技術の専門知識をもつ、国内各分野の専門組織及び県内学識経験者等 8名

(3) 内 容 鳥取県が目指すべき Society5.0 について委員より意見及び提案を頂いた。

(テーマ1)「Society5.0に向けた現在の取組及び今後に向けた新たな取組案」

(テーマ2)「鳥取県情報技術活用推進計画(仮称)骨子案」

⇒頂いた意見は関係課で共有し、今後の計画策定や個別施策への反映を検討する。

鳥取県 Society5.0 アドバイザー会議委員名簿 (団体名 50音順、敬称略)

組織	役職	氏名
(NPO法人) ITS Japan	専務理事	天野 肇
(一社) Society 5.0 振興協会	特定プロジェクト推進委員長	米澤 政洋
(独法) 情報処理推進機構 (IPA)	専門委員	満永 拓邦
鳥取環境大学 人間形成教育センター	教授	名古屋 孝幸
(一社) 鳥取県情報産業協会	代表理事会長	後藤 優
鳥取大学 工学部 電気情報系学科	教授	岩井 儀雄
鳥取短期大学 生活学科情報・経営専攻	教授	野津 伸治
(一社) 日本テレワーク協会	専務理事	田宮 一夫

アドバイザーから頂いた主な意見

- ① コロナ禍の影響により、状況が一変しており、地方への UIJ ターンの関心が高まり、東京1極集中がそろそろ限界がきている。独自性を生かした各地方の強みを作っていく必要がある。
- ② 大学生がそのまま鳥取県で就職しようとか、県外出身の方が外に行っても鳥取県で仕事しようとか、或いは鳥取県に戻って他県の仕事をしようといったセンター構想のようなものが、Society5.0の取組の一つとしてあってもいいのではないか。
- ③ 人口減少、高齢化など社会課題は多くあるが、将来どの分野にどのような問題が生じるのか、問題や課題を整理し、優先順位を決めながら中長期に進めていく必要がある。(推進計画)
- ④ 技術は人が持っていて、人を育てないと技術は広がらないし、維持されない。(人材育成)
- ⑤ 在宅勤務が広がりつつある一方で、日本的な文化の中で紙とか捺印とか、業務プロセス、セキュリティ対策、クラウドといったものが用意されていないことにより、いろいろな阻害要因が出てきている。これにどう対応していくか考えていく必要がある。
- ⑥ 農業のビッグデータ解析では、ドローンや、ロボットなどで得られたデータを、生育と肥料等或いは気象条件との関係など既にある農業の固有の知見に活かすことや、新たな知見の発見に繋げていくことが重要。
- ⑦ オープンデータやデータ連携の推進を充実させてはどうか。データを収集し、利活用が進めば、県民の方がより快適な生活を感じてもらえるような取組や、企業の事業機会の創出に繋がる可能性がある。・・・など

⇒後日、個別に意見交換する機会を設け、より詳細に意見や提案を伺うこととしている。

令和2年度鳥取県庁における障がい者雇用率(速報値)について

令和2年9月14日
人事企画課
教育総務課
病院局総務課

今年度の本県の障がい者雇用率（6月1日現在・速報値）がまとまりましたので報告します。

記

1 本県の障がい者雇用率

【令和2年6月1日現在の雇用状況】

任命権者	障がい者雇用率	障がい者数（実数）
知事部局	3.29%	82人
教育委員会	2.42%	95人
病院局	2.73%	16人

※法定雇用率2.5%（教育委員会2.4%）→令和3年にはそれぞれ0.1ポイント引き上げられる。

※知事部局には企業局を含む。

※本数値は速報値で、確報値は厚生労働省が12月に行う。

※教育委員会は昨年度法定雇用率を下回ったが、今年度は法定雇用率を上回った。

＜教育委員会の主な取組＞

- ・知的障がい者枠の新規採用事務職員の配置
- ・事務局、県立学校への障がい者枠（主に知的、精神）の会計年度任用職員の配置増

＜参考：障がい者雇用率の推移＞

年 度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度(速報値)	...	R6年度(目標値)
知事部局	2.92%	3.17%	3.21%	3.25%	3.29%		3.50%
教育委員会	2.74%	2.60%	2.55%	2.16%	2.42%		2.50%
病院局	2.46%	2.39%	2.51%	2.52%	2.73%		2.65%

2 本県における障がい者雇用推進に向けた取組

今年度には各任命権者がそれぞれの障がい者活躍推進計画を策定し、障がい者雇用推進の取組を実施するとともに、知事部局及び教育委員会における障がい者雇用推進チームの共同実施、全任命権者を対象とした研修会の開催など、県全体で連携しながら、引き続き、公の部門における共生社会の取組をすすめていきます。

＜県の障がい者雇用促進のための取組＞

時 期	内 容
平成6年度	身体障がい者を対象とした正規職員採用試験を開始
平成20年度	知的障がい者を対象とした非常勤職員採用試験を開始し、障がい者ワークセンターを設置
平成25年度	非常勤職員採用試験において身体障がい者対象枠を新設
平成26年度	ワークセンターの採用者に精神障がい者を対象に追加
平成28年度	知的障がい者、精神障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施（令和2年度も採用試験を継続実施）
令和2年度	障がい者活躍推進計画を策定 ・新たな取組として、障がい者雇用推進チーム及び障がいのある職員相談窓口の設置、1日につき1時間以内の小休止行為の弾力的運用等の取組を実施

「子育てにやさしい職場づくり推進プログラム」(後期プログラム)の策定について

令和2年9月14日

職員支援課

職員の子育てしやすい環境づくりをより一層着実に推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画「子育てにやさしい職場づくり推進プログラム」の後期プログラムを策定しました。

記

1 プログラムの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

2 プログラムの対象者

知事部局、労働委員会事務局、企業局、県議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局に勤務する職員

3 主な取組事項

(1) 重点目標の設定

子どもが生まれたすべての男性職員が「1か月以上の育児に伴う休暇・休業」を取得することを目指し、以下の重点目標の達成を図る。(いずれも100%の実施を目標とする。)

- ・子の出生予定のある職員(男女すべて)と所属長による「子育て応援プランニング面談」の実施【新規】
- ・子の出生予定のある職員(男女すべて)による「子育て応援プランニングシート」の作成、提出【新規】
- ・所属長による子の出生予定のある男性職員に対する「1か月以上の育児に伴う休暇・休業」の取得勧奨【新規】

(2) その他の数値目標

項目	目標	現状(知事部局)
男性職員の育児休業取得率	50%以上	(R1年度) 30.0%
「妻の出産時の休暇」の取得率	100%	(R1年度) 80.0%
「育児参加休暇」の取得率	100%	(R1年度) 66.7%
職員1人あたりの年次有給休暇等(夏季休暇を含む)取得日数	17日以上	(R1年) 16.0日
【新規】職員1人あたりの月平均の時間外勤務	10.0時間未満	(R1年度) 11.0時間

(3) その他の主な取組

- ・管理職を対象に「イクボス・ファミボス研修」を実施【継続】
- ・子の出生予定のある職員と所属長を対象に支援制度等の説明・相談会を実施【新規】
- ・毎月19日(育児の日)に「子育て応援メッセージ」「イクボス・ファミボス通信」を発行【継続】
- ・「子育てにやさしい職場づくり推進データベース」による情報提供【継続】
- ・職員の子どもが親の職場を見学する「職場参観デー」の実施【継続】
- ・長期(1年以上)の育児休業中の職員への復帰支援プログラム(eラーニング)の提供【継続】
- ・育児休業中の職員を対象に「職場復帰支援研修会」を実施【継続】

(参考) 男性職員の育児休業取得率の状況

	全体	知事部局等		警察	教育委員会
			うち知事部局		
R1年度	26.1%	25.0%	30.0%	56.5%	4.8%
H30年度	7.3%	16.4%	17.5%	6.0%	1.1%

旧鳥取少年自然の家跡地利活用について

令和2年9月14日

資産活用推進課

未利用財産となっている旧鳥取少年自然の家跡地（鳥取市桂見）の利活用については、長年の懸案となっていたところですが、このたび地元からの整備に向けたご要望をお受けしたことから、取組を進めることといたしました。

1 跡地利活用に係る地元要望

- ・地元関係者他と跡地の有効活用に向けた意見交換等を行う中で、特に当該跡地の地形を活かした様々なアイデアが提案されてきたところ。
- ・これまでの意見を集約し、県として6月に松保地域づくり協議会役員会で、地域住民をはじめとして、親子連れや県内外の方々が利用できる遊歩道や多目的広場の整備について説明し、地元からは概ね理解をいただいた。
- ・その結果、8月25日付けで松保地区から、県の案どおり整備の推進について要望があったもの。

《要望の概要》

「遊歩道」「多目的広場等」について、現地の豊かな自然や地形を活かした跡地の利活用として妥当なものと考えているので、当該活用案を基本とした整備に向けて手続きを進めていただくよう要望する。

2 今後の進め方

地元要望を踏まえ、年内を目途に現地測量を実施するとともに、利活用イメージの具体化について、地元及び鳥取市と相談しながら進めていく。

また、事業休止となっている市道の取扱いについても、早急に鳥取市と協議を行う。

《市道美術館通り線の概要》

[起 終 点] 自：鳥取市高住 至：鳥取市桂見 [延 長] 1.06km（2車線）

[事業進捗等] 45%（平成9～15年度）

<参考> 財産（元鳥取少年自然の家）の概要

(1) 場 所 鳥取市桂見672番地 他

(2) 面 積 86,493.05㎡

(3) 経 緯 昭和55年6月 鳥取少年自然の家を鳥取市桂見に開設

平成8年 7月 教育委員会において、鳥取市桂見を建設場所とする「鳥取県立美術館建設の基本的方向」を決定

平成10年3月 鳥取少年自然の家廃止

平成11年5月 県として、建設場所について再検討の方針を表明

平成29年3月 平成29年2月定例県議会で、倉吉市営ラグビー場を建設場所とする基本計画及びPFI導入可能性調査等に要する予算案を可決

令和元年 8月 跡地の利活用を検討するため、財産所管部局を教育委員会から総務部へ変更

(4) 現地写真



新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害対策について

令和2年9月14日
人権・同和対策課

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害偏見への対策として、次のような取組を行っています。

1 県民意見を反映した「鳥取県民宣言」

県、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、鳥取県市長会、鳥取県町村会の連名で8月8日に決議。

新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言

私たちが闘う相手は、新型コロナという「ウイルス」であって、「人間」ではありません。

私たち鳥取県民には、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会を実現する責務があります。

ひとりも取り残されず、誰もが安心して医療を受けられる地域環境を整え、みんな人間として、命も健康も、そして平穏な暮らしも、鳥取県民の優しい心と強い絆で守り抜きます。

- 患者・家族など新型コロナウイルスと闘う方々に対する差別的扱いや誹謗中傷は、絶対に許しません！
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援します！
- 県外ナンバーなど県外から来られる方々を非難したり、傷つける行為をせず、お互いに尊重し合います！

2 ネット上のデマ、誹謗中傷等への対策

(1) ネットサーベイランスチームの設置

- ・目的：ネット上で流出する新型コロナウイルスに関するデマ情報・フェイクニュース等を早期に発見し、広く県民の皆様にご正確で信頼の高い情報を提供できる状況を確認
- ・設置時期：4月20日
- ・体制：広報課職員を中心に5名で対応
- ・取組内容：① コロナ関連の情報をネット上で確認・チェック
② 根拠不明、誹謗中傷、悪質な商法等の情報を発見
③ 裏付け等を確認後、各案件ごとに正確な事実や啓発メッセージを発信（県ホームページ、県公式SNS等）

(2) 誹謗中傷等の記録の保存

- ・インターネットサーベイランスで確認した誹謗中傷等の画像や文章を保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供する体制を整備（8月5日開始）

3 人権配慮規定を盛り込んだ条例の制定

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の制定(第10条関係)

◆県民等一丸となった新型コロナウイルス感染症への対応

- ・県民等は、患者、家族、医療従事者等を応援し、連携協力して一丸となってまん延防止を図る。
- ・何人も新型コロナウイルスの感染等を理由としてインターネットを通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動等又は不当な差別的取り扱いをしてはならない。
- ・何人も新型コロナウイルスの感染等を理由として患者、家族のプライバシーを侵害してはならない。
- ・県は誹謗中傷等が行われないよう正しい知識の普及啓発、被害者支援その他必要な措置を講じる。

◆8月27日施行

4 被害者等に寄り添った支援の実施

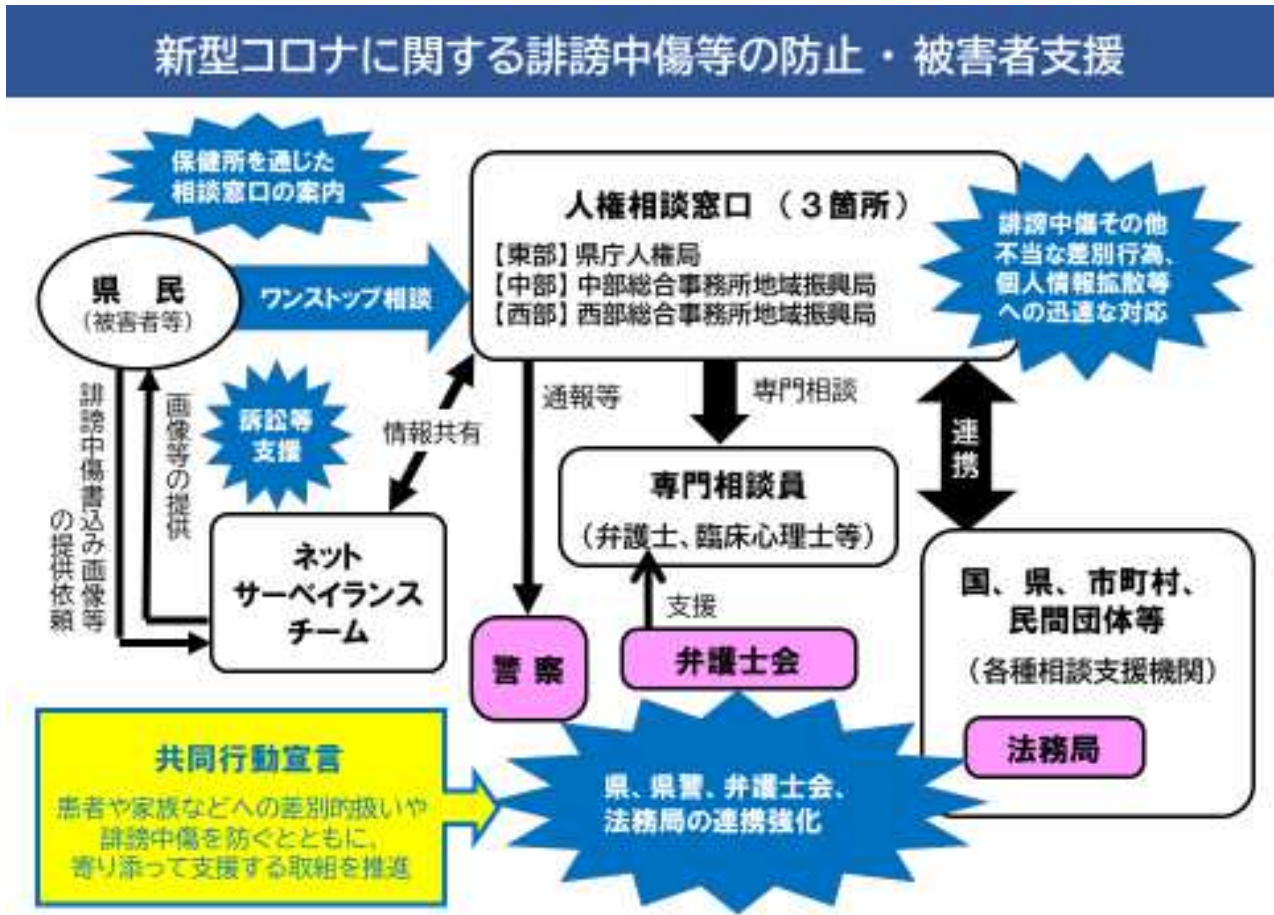
(1) 県と弁護士会、警察、法務局との連携

4者が連携して患者、家族等に寄り添い支援し、誹謗中傷等から防ぐことを宣言。(9月10日)

新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言
鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取地方法務局は、お互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進めます。

(2) 県の人権相談窓口等（人権相談ネットワーク）を通じた被害者支援体制の強化

- ・患者等への積極的周知：保健所等から患者、家族、関係事業所等へ人権相談窓口を直接案内
- ・専門相談員（弁護士）による法律等相談の調整
- ・名誉毀損、業務妨害等の犯罪行為、不法行為（損害賠償責任）への迅速な対応（警察への通報、弁護士相談の充実、インターネット書き込み等人権侵犯事案の調査・救済など、警察・弁護士会・法務局と連携して対応。県保有の誹謗中傷等の記録を活用）



淀江産業廃棄物処理施設計画地の地下水等調査の状況について

令和2年9月14日
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

淀江産業廃棄物処理施設計画地の地下水等調査の状況について報告します。

1 パイロット調査の状況

(1) パイロットボーリング調査

〔内容〕地質試料（ボーリングコア）の採取、透水試験、地下水観測井戸の設置など
（実施期間：7月6日～9月上旬）

〔状況〕地域を代表する地形（台地、谷、平地）の大まかな地質・地層構造を把握するため、3箇所を実施。9月3日、調査会委員に現地確認をしていただき、掘削完了の判断をしていただいた。

(2) 河川流量連続観測

〔内容〕計画地周辺の塩川流域河川（3箇所）に堰及び水位計を設置して、河川流量の連続観測を行う。（観測期間：8月27日～来年秋）

〔状況〕堰及び水位計を設置し、連続観測中。



(3) 地下水位の連続観測（本調査分除く）

〔内容〕パイロットボーリング孔（3箇所）及び既存井戸（5箇所）において、地下水位の連続観測を行う。（観測期間：9月1日～来年秋）

〔状況〕既存井戸（5箇所）での水位計を設置し、連続観測中

（パイロットボーリング孔については、9月中に観測を開始予定）

2 本調査の状況

〔内容〕ボーリング調査（22本）で、地質試料の採取、透水試験を行うとともに、地下水観測井戸を設置し、地下水位の連続観測を実施する。

また、河川流量観測、水質分析を行い、3次元シミュレーションで解析を行う。

〔状況〕準備が整った地点からボーリング調査を開始しており、各委員の判断を仰ぎながら掘り進めているところ。

河川流量観測、水質分析、シミュレーションの詳細については、第3回調査会で検討していただく予定。

3 第3回調査会の開催予定

(1) 日 時：令和2年9月22日（火・祝） ※新型コロナ対策を講じた上で実施
【現地確認】午前10時～正午 【会議】午後1時～午後3時30分

(2) 場 所：【現地確認】計画地周辺
【会議】さなめホール（米子市淀江町西原） イベントホール

(3) モーター傍聴：【西部会場】さなめホール 大ホール 【東部会場】県庁講堂

(4) 議 題：パイロット調査結果の整理、予察断面の見直し、本調査の詳細決定、シミュレーションの詳細検討 等